

第 2 世代交付金の制度概要について



(1) ソフト事業とハード事業の申請の一本化

- ソフト事業（旧地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型））、ハード事業（旧地方創生拠点整備タイプ、インフラ整備事業※）の**実施計画の申請様式を一本化**。
- 国への実施計画の**提出先を一本化**。

従来

- 各タイプごとに実施計画を作成
- 各タイプごとに国の担当窓口へ実施計画を提出

地方公共団体

①地方創生推進タイプ ②地方創生拠点整備タイプ ③地方創生整備推進交付金



今後

- ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業※の実施計画様式を一本化
- 国への実施計画の提出先を一本化

地方公共団体

第2世代交付金
(ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業※)



※ 従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。なお、従来の地方創生整備推進交付金については、経過措置として、令和6年度までに認定された地域再生計画に基づく事業の申請を検討している自治体は、旧様式での申請を受け付ける。

経費の計上区分について

- ソフト事業、ハード事業（拠点整備事業及びインフラ整備事業）の**実施計画の申請様式を一本化することについて、経費の計上区分を以下のとおりとする。**

地方創生推進タイプ

- 事業推進主体組成経費事業構想・計画立案経費
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費
- 試作・実証経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費
- 市場調査経費
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業設備・備品経費

地方創生拠点整備タイプ

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築
- 建築物と不可分となっている機能を有する設備
※ 建築物の整備費を超えない範囲で計上可能
- 設備整備、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等
※ 1 効果促進事業（ハード事業）として、交付対象事業費の2割以内（デジタルを含む場合は3割以内）の範囲で計上可能
※ 2 地方創生への高い効果が期待できる設備整備・用地造成については、各年度において1団体1事業に限り、経費の割合を問わず計上可能
- 整備対象施設に関連するソフト事業
- 地方債の対象とならない備品経費
※ 効果促進事業（ソフト事業）として、効果促進事業（ハード事業）と合わせて、交付対象事業費の2割以内（デジタルを含む場合は3割以内）の範囲で計上可能

地方創生整備推進交付金

- 道・污水处理施設・港の整備事業

第2世代交付金

【ソフト事業】

- 事業推進主体組成経費事業構想・計画立案経費 等
- 外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費 等
- 試作・実証経費 等
- 広報・PR経費、プロモーション経費 等
- 市場調査経費 等
- ソフト事業に関連する施設整備、事業設備・備品経費 等
※ 事業期間中のソフト事業経費の5割以内で計上可能

【拠点整備事業】

- 建築物の新築、増築、模様替え、改築
- 建築物と不可分となっている機能を有する設備
- 設備整備・備品、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等
※ 地方債の対象とならない備品については、事業期間中の拠点整備事業経費の2割以内で計上可能
- 整備対象施設に関連するソフト事業

【インフラ整備事業】

- 従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

(2) 申請様式及び採択基準の見直し

- 申請様式の一部記載欄を集約化、「地域の多様な主体の参画」に係る項目を追加する。
- これまでの各評価項目ごとの段階評価を廃止し、事業目的、事業概要、自立性等を勘案して総合的に審査する。

従来

記載項目 (地方創生推進タイプ：S～Dで評価、地方創生拠点整備タイプ：A～Dで評価)						
目指す将来像・課題・交付対象の事業概要	KPI	自立性	デジタル社会の形成への寄与	官民協働	地域間連携	政策・施策間連携



記載項目の集約化・「地域の多様な主体の参画」に係る項目追加

今後

記載項目 (総合的な審査)			
目指す将来像・課題・交付対象の事業概要	KPI	自立性	地域の多様な主体の参画 (6ページ参照)

※ デジタルの活用は義務ではなく、地方創生のための効率化・課題解決の手法の1つとする。

採択の優先順位について

- 採択見込額を超える申請があった場合、**取組内容等に応じて採択の優先順位を付ける。**

対象事業	
高 優先順位 低	① ➤ 重点テーマに該当する事業 ・「地方経済」、「生活環境」、「若者・女性にも選ばれる地方」 ⇒ 重点テーマに該当するかについては、外部有識者審査を実施
	② ➤ 複数の地方公共団体が連携して申請する事業 (定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携を行う事業を含む) ➤ ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業のうち複数の種類の事業を組み合わせる事業 ➤ 他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業 ➤ SDG s 未来都市計画に基づく事業 ➤ 弾力措置の対象となる事業 ➤ 特区制度に係る制度・規制改革を活用した、又は活用しようとする事業 ➤ 地域再生法に基づく支援措置との連携を図る事業やPFI法に基づく事業 ➤ スタートアップ支援に係る事業
	③ ➤ 上記以外の事業

※①の重点テーマに該当する事業のうち、②の内容にも該当する事業は、より優先して採択する。

「地域の多様な主体の参画」について

- 地域の多様な主体（産官学金労言など※）が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出すことを後押し。
- 地方創生の取組みについて、**現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、産官学金労言の議論など地域の多様な主体の参画を促す。**

※ 産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道機関

<参画>

- より多くの主体が参画することが望ましいが、**少なくとも都道府県・中枢中核都市は「自治体+3者※」、その他の市区町村は「自治体+2者※」が事業ごとに参画**

※ 異なる区分の3者又は2者が参画することが必要

- 各地方公共団体における既存の枠組みを活用することも可能

<役割>

- 各交付金事業の実質的な検討への参加
 - 各交付金事業のフォローアップ（PDCAサイクルへの参加）
- ⇒ 産官学金労言などの参画による事業の進捗状況・効果測定を実施

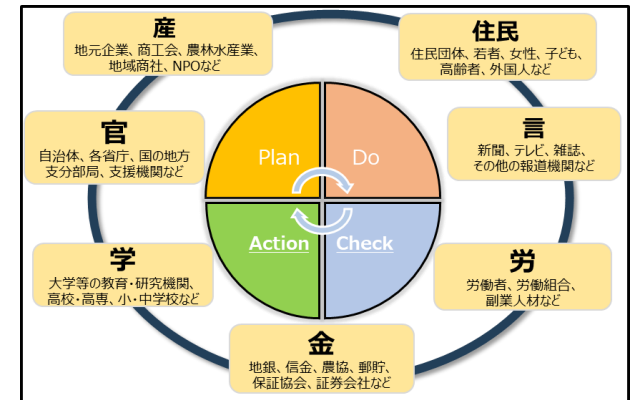
【実施計画への記載事項】

- **産官学金労言などの「主な役割、意見及び改善方策への反映」**

参画する産官学金労言などの主体名、どのような役割により関与しているのか、各主体の意見、各主体の意見をどのように改善方策に反映させたのかを記載

【その他】

交付金事業に係る**効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化**



区分	主体名	主な役割、意見及び改善方策への反映
産		
官		
学		
金		
労		
言		
住民全般		

※ 交付金事業の初年度が終了した時点で、地域の多様な主体の参画による効果検証及び改善方策への反映を行うことを前提として、本募集回においては、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、PDCAサイクルを運用していくのかを記載することも可能とする。

(3) 交付上限額及び補助率

- 事業ごとに定めていた交付上限額について、**自治体ごとの交付上限額（ソフト・拠点整備・インフラ整備別）を設定。**

従来（推進タイプは事業ごと、拠点整備タイプは自治体ごとの交付上限額）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
地方創生推進タイプ [°]	先駆型	国費3.0億円	国費2.5億円	国費 2 億円	1/2
	横展開型	国費1.0億円	国費0.85億円	国費0.7億円	
	Society5.0型	国費3.0億円			
地方創生拠点整備タイプ(※)	—	国費15億円	国費10億円	国費 5 億円	1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う
地方創生整備推進交付金	—	案件に応じて設定			

※事業計画期間中における交付上限額の目安



今後（第2世代交付金（ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業）の新規事業及び継続・変更事業の合計）

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
第2世代交付金	ソフト事業	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費10億円/年度	1/2
	拠点整備事業	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円	1/2
	インフラ整備事業	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 50億円 (単年度目安10億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 20億円 (単年度目安 4 億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費 10億円 (単年度目安 2 億円)	1/2等 ※各省庁の交付要綱に従う

※ 拠点整備事業及びインフラ整備事業の各交付上限額は目安とする。 ※ 事業計画期間については 9 ページ参照。

(4) 自治体当たりの申請上限件数の引き上げ

- 自治体の規模に関わらず、**新規の申請上限件数を引き上げ**。

従来

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
地方創生推進タイプ (当初予算分) ※ 1 (最大)	4 (7)	3 (6)	3 (5)
地方創生推進タイプ (補正予算分)	1	—	—
地方創生拠点整備タイプ (当初予算分) ※ 2	1		
地方創生拠点整備タイプ (補正予算分)	上限件数なし		
地方創生整備推進交付金	上限件数なし		

(※1) 以下の事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。
(都道府県・中枢中核都市：3件まで、市区町村：2件まで)

【先駆的な取組】

- ・ **先駆型**で申請する事業は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。
- ・ **Society5.0型**で申請する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする。など

【地域間連携を行う取組】

- ・ **広域連携事業**は、通常の申請上限件数を1事業までを超える申請を認める。など

【政策・施策間連携を行う取組】

- ・ **他の政策・施策と連携してデジ田交付金を活用する事業は、通常の申請上限件数の枠外とする(政策・施策ごとに要件を設定)。**

(※2) 2023～2027年度(デジ田総合戦略の期間)を通じて1事業(共同事業はカウントしない)

今後

- 自治体の規模に関わらず、**通常の申請上限件数※を10件**とする。
- **【地域間連携や政策・施策間連携を行う取組のうち一定の要件を満たすことにより弾力措置の対象とする取組】については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能**とする。

※ 申請上限件数は、実施計画(ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業を組み合わせ作成)の提出可能件数。

(5) 事業計画期間

▶ タイプや型ごとに整理されていた事業計画期間について、以下のとおり見直し。

従来

	類型	事業計画期間
地方創生推進タイプ	先駆型	5 か年度以内
	横展開型	3 か年度以内
	Society5.0型	5 か年度以内
地方創生拠点整備タイプ	当初予算分	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度）
	補正予算分	1 か年度以内
地方創生整備推進交付金	—	5 か年度以内（2 か年度の延長可）

今後



	類型	事業計画期間
第2世代交付金	ソフト事業	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度） ※ 4 年目以降の事業期間の延長を申請する場合は、審査を実施（11ページを参照）。
	拠点整備事業	原則 3 か年度以内（最長 5 か年度）
	インフラ整備事業	原則 5 か年度以内（最長 7 か年度） ※ 事業計画期間については、事業の性質に応じて、事前にご相談ください。

(6) 総合的アウトカム指標の設定方法の見直し

- 総合的なアウトカム指標については、**地域の多様な主体の参画を得て、地方公共団体の事業目的に沿った指標を設定。**

従来 総合的なアウトカムは、原則として以下の指標を設定

事業分野	総合的なアウトカム（事業・施策の全体効果）
農林水産（しごと創生）	地域における農林水産就労者数 又は 地域における農林水産出荷額
観光振興（しごと創生）	地域における観光消費額
ローカルイノベーション（しごと創生）	地域における新規雇用者数
地方への人の流れ	地域へのUIターン数
働き方改革	地域における人口一人当たりの労働生産性
まちづくり	地域の人口・世帯数



今後 **地域の多様な主体の参画を得て、事業ごとに目的の達成や効率的な執行を担保できるような指標を設定**

基本的な視点		留意点
①	「客観的な成果」を表す指標であること	- 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること - 主観的でない、定量化されたKPIであること
②	事業との「直接性」のある効果を表す指標であること	- 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること - 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること
③	「妥当な水準」の目標が定められていること	- 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと - 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること

(7) 継続事業の取扱い

- 旧地方創生推進タイプ及び旧地方創生拠点整備タイプの継続事業については、地方公共団体が、**新制度に基づいて申請するか、旧制度に基づいて申請するか選択することを可能とする。**
⇒ 新制度を選択する場合は、新制度の要件を満たす必要あり。
- なお、従来の地方創生整備推進交付金については、経過措置として、令和6年度までに認定された地域再生計画に基づく事業の申請を検討している自治体は、旧様式での申請を受け付ける。

【継続事業の申請方法に係る主な違い】

	【旧制度】に基づき継続申請する場合	【新制度】に基づき継続申請する場合
様式	➤ 旧様式を使用	➤ 新様式を使用
交付上限額	➤ 旧制度の各タイプの交付上限額 ※ 旧制度に基づく、事業費の増額申請は可能。	➤ 新制度の交付上限額（P7参照） ※ 新制度に基づき申請する他の事業の申請額と合わせて、新制度の自治体ごとの交付上限額の範囲内に収めること。
事業計画期間	➤ 現状の事業計画期間まで ※ 地方創生拠点整備タイプ（当初予算分）については、事業の進捗状況により、最長5か年度まで延長可能。	➤ 原則3か年度以内（最長5か年度） ※ ソフト事業について、4年目以降の事業計画期間の延長を申請する場合は、審査を実施。
その他	➤ 地方創生推進タイプ（Society5.0型）・地方創生拠点整備タイプ（当初予算分・補正予算分（基金））の継続・変更事業における有識者審査は引き続き行う（書面審査）。	➤ 地域の多様な主体の参画の記載を必須とする。 ※ 新制度移行後の初年度が終了した時点で、地域の多様な主体の参画による効果検証及び改善方策への反映を行うことを前提として、本募集回においては、今後、地域の多様な主体がどのように参画し、PDCAサイクルを運用していくのかを記載することも可能とする。

※ ソフト事業に係る事業計画期間の延長については、令和6年度で事業計画期間が終了する事業も対象とする。

ソフト事業の事業計画期間の延長の取扱い

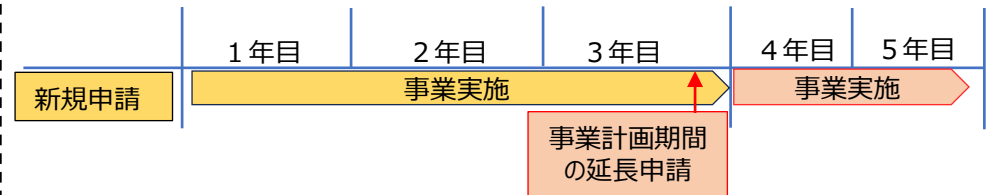
- 新制度の事業計画期間は、原則 3 か年度以内とする。
- ただし、地域の多様な主体の参画による適切なPDCAサイクルによる事業の評価・改善が行われており、事業効果の発現までに時間を要すると認められるソフト事業については、2 か年度までの事業計画期間の延長申請を可能とする。

【新制度に基づき継続申請する場合】

様式	➤ 新様式を使用
交付上限額	➤ 新制度の交付上限額 ※ 新制度に基づき申請する他の事業の申請額と合わせて、新制度の自治体ごとの交付上限額の範囲内に収めること。
事業計画期間	➤ 原則 3 か年度以内（最長 5 か年度） ※ ソフト事業について、4 年目以降の事業計画期間の延長を申請する場合は、審査を実施。
その他	➤ 地域の多様な主体の参画の記載を必須とする。

●ソフト事業の事業計画期間の延長の取扱い

【延長申請のイメージ】



＜基本的な考え方＞

第2世代交付金については、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走することを前提としており、事業計画期間は原則 3 か年度以内とする。

一方で、地域の多様な主体の参画による適切なPDCAサイクルによる事業の評価・改善が行われており、事業効果の発現までに時間を要すると認められるソフト事業については、2 か年度までの事業計画期間の延長申請を可能とする。

＜要件＞

- ① 事業計画期間の延長について、地域の多様な主体の参画による評価の内容を踏まえたものであり、当該評価の内容を踏まえた事業の見直しが図られていること。
- ② 当初の事業計画期間のKPIの目標値を 1 つ以上達成（見込みも可）していること。

＜延長申請時期＞

当初の事業計画期間が終了する直前の募集回

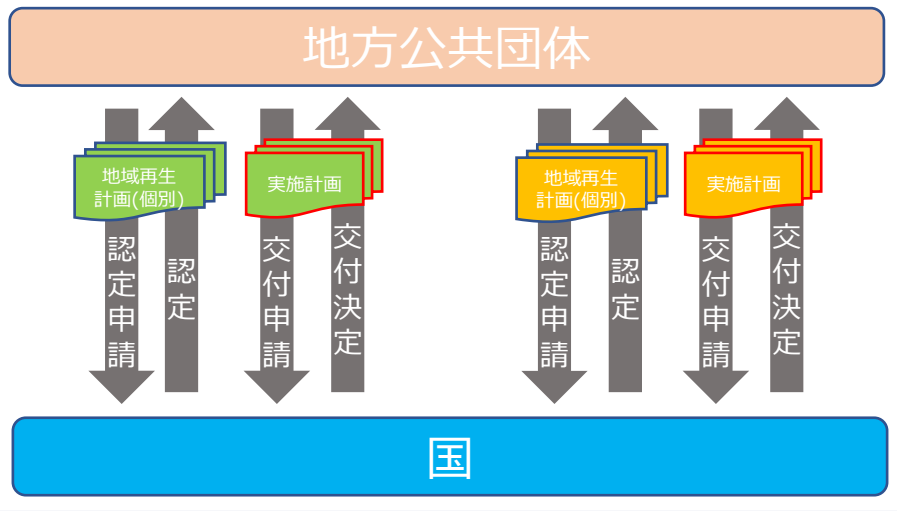
(8) 地域再生計画の認定について

- 第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定手続を簡素化し、**「包括的な認定」の仕組みとする。**
- これに伴い、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画については、**原則 1 地方公共団体につき 1 地域再生計画の作成で足りる。**

従来

- 1 実施計画につき 1 地域再生計画を作成し、認定を受ける。

(例) 交付金を活用する実施計画を2つ申請する場合



今後

- 自治体ごとに1つの包括計画を作成し、認定を受ける。

(例) 交付金を活用する実施計画を2つ申請する場合

